

5月は憲法月間です！
人権擁護委員の活動って
ご存じですか？

平成29年5月1日
京都市文化市民局
〔担当 暮らし安全推進部人権文化推進課〕
電話 366-0322

人権啓発パネル展の開催について

京都市では、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち・京都を実現するために、様々な取組を行っています。

この度、5月の憲法月間に合わせて、下記のとおり、人権啓発パネル展を開催しますので、お知らせします。

記

1 期 間

平成29年5月8日（月）～14日（日）

2 場 所

ゼスト御池 寺町広場（地下鉄東西線「京都市役所前」駅下車）

※ 入場無料です。どなたでもお気軽にお立ち寄りください。

3 テーマ

「人権擁護委員の活動について」

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権に関する相談・救済・啓発活動を行っており、現在、京都市内では45名の委員が活動に従事されています。

京都市では、市内各所で実施する様々な人権啓発事業において、人権擁護委員と連携した活動を行っています。

加えて、本年7月に、各区役所と連携し推薦を行った11名の委員が新たに委嘱され、より一層、地域に根差したきめ細かな活動を展開していくこととしています。そこで今回、人権擁護委員の活動内容に焦点を当てたパネル展を行います。

4 その他

最新号の人権総合情報誌「きょう☆COLOR」vol.6(平成29年4月発行)や、平成28年度四字熟語人権マンガ作品集、人権ゆかりの地マップ及び啓発物品の配架も行います。

【展示パネル例】

人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、その職務を行います。この制度は、民間の人の協力の下に、官民一体となって人権を擁護する活動を行うのが望ましいとの観点から設けられたもので、諸外国にも例を見ないものです。
現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村(東京都においては区を含む、以下同じ)に配置され、積極的な活動を行っています。

人権とは？

人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で全ての国民に保障されています。互いに相手を知り合い、自分の人権も相手の人権も大切に守りながら、共に幸せに暮らせる社会を築いていきましょう。

人権擁護委員は国の機関と連携して活動しています



人権擁護委員は、地域に密着した活動を行っています。

人権擁護委員Aさん 人権擁護委員Bさん 人権擁護委員Cさん 人権擁護委員Dさん

Aさん: 元保育士。地域の青少年育成の為に地域の子供達に人権教育の授業を行っています。いじめなどの人権侵害が行われるのを防ぐ活動もしています。

Bさん: 社会福祉施設理事。高齢者や障害のある人の権利を保護するために、地域の福祉や介護のあり方を考え、人権を尊重する社会を実現するための活動を行っています。

Cさん: 会社経営者として外国人労働者を雇用している。外国人労働者に対する人権を尊重し、適切な待遇を支払うための活動を行っています。

Dさん: 公務員として働いた経験を活かして、人権擁護委員としての活動を行っています。人権擁護委員協議会の事務局に所属し、人権擁護委員の研修や人権擁護活動の企画などを担当しています。



人権擁護委員の活動と役割1

人権相談

人権擁護委員は、地域の皆さんからの人権に関する相談に応じる「あなたの街の相談パートナー」です。相談は無料、相談内容についての秘密は厳守されます。

人権擁護委員は、このような人権相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた
- 名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された
- など

様々な相談方法があります

- 面接
 - 常設相談所 (法務局・地方方法務局又はその支所)
 - 特設相談所 (市町村役場、デパート、社会福祉施設等で随時開設)
- 電話
 - みんなの人権110番
 - 子どもの人権110番 (通話料無料)
 - 女性の人権ホットライン
 - インターネット相談
 - 子どもの人権SOSミニレター

悩める人の心に寄り添う「人権相談」

香川県人権擁護委員連合会 蓮井孝夫

私は、人権擁護委員になって本当に良かったと思っています。自分の人権だけでなく、悩める人の心の相談に関われるからです。人権相談の時、心掛けていることがあります。相手の話す言葉をしっかりと聴くこと、話す言葉の向こうにある心の苦痛を聴くことです。人は自分の意見があることは善業にすぎませんが、意見上のご意見が表現できません。そのことを汲み取ることで、読み取ったことを、言葉のボールとして、そっと投げ返すと、悩める人には新しい気持ちができます。さらに心掛けていることは、話す事実関係も大切ですが、感情(怒り・悲しみ・苦しみ等)を受容することです。そのことで多くの人には心を癒されます。相談で解決方法を助言・援助する場合がありますが、心に寄り添って、共に考え、悩める人が自分で解決策を見出せたらいいと思っています。受話器を耳に当てています。隣人愛の心を大切にしたいです。それが「人権」でしょうか。



子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気があるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。相談したい内容を書いた手紙(切手不要)をポストに投函すると、最寄りの法務局・地方方法務局に届きます。人権擁護委員は、届いた手紙から子どもたちの強い願いを読み取って返事を書くと、子どもたちの心に寄り添い、事実に応じて、子どもたちの声を救済に結びつける取組を行っています。



社会福祉施設での人権啓発と人権相談所開設

社会福祉施設内における人権の啓発が大きくクローズアップされている中、人権擁護委員が、入所者はもちろん、施設長などの施設側職員も交えて、人権尊重の重要性を伝えるとともに、特設人権相談所を開設し、様々な相談に応じています。



京都人権擁護委員協議会の啓発活動について

人権擁護委員の法律上の組織体として、本市域では、「京都人権擁護委員協議会」が設置され、本市及び京都府等と連携して各種啓発活動や人権相談を実施しています。

イベントでの人権啓発活動

京都市主催の人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」への出演のほか、各区で実施されるイベントや人権啓発イベントにもブースを出展し、人権イメージキャラクター「K E N まる君」と「K E N あゆみちゃん」と共に広く市民の皆様へ人権に関心を持ってもらえるよう、啓発活動を行っています。また、8月には、京都サンガF.C.と連携した啓発活動を西京極スタジアムで実施しています。



学校などでの人権啓発活動

主に小・中学生を対象に、「人権の花運動」における学校訪問や、総合的な学習の時間などの機会に、絵本や啓発ビデオを使用して思いやりの大切さを伝える「人権教室」を開催しています。



街頭での人権啓発活動

京都市や京都府、京都府人権擁護委員連合会等で構成される「京都人権啓発推進会議」や「京都人権啓発活動ネットワーク協議会」の活動及び、各区役所・支所で実施の区啓発事業と連携した活動として、8月の人権強調月間や12月の人権週間に合わせて街頭啓発を行っています。



京都人権擁護委員協議会の相談活動について

人権相談所の御案内(常設)

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣騒音の騒音など、人権に関することでお困りのことはありませんか？
そんなときは、ひとりで悩まずに「人権相談ダイヤル」にお気軽にお電話ください。
相談内容についての秘密は厳守されます。



全国共通 人権相談ダイヤル **0570-003-110**
午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日・祝祭日、12月29日～1月3日を除く毎日)
電話の発信地域に応じてその地域を管轄する法務局(支局)の常設相談所につながります。

京都市での特設相談の御案内

通常、京都府法務局で行っている人権擁護委員による人権相談のほかに、京都市でも人権擁護委員による特設相談を以下のとおり実施しています。

- 実施日 月1回木曜日
5月25日、6月22日、7月27日、8月24日、9月28日、10月26日、11月30日、12月28日、1月25日、2月22日、3月22日
- 開催時間 午後1時～4時
- 開催場所 京都市消費生活総合センター 研修室
(中央区丸太町東角アーパネックス御池ビル西館4階)
京都市地下鉄[丸太町]駅 3-1, 3-2 出口すぐ
- 申込み先 京都市文化市民課くらし安全推進部人権文化推進課
(電話: 075-366-0322)

※ 事前に予約が必要です。実施月の最初の開催日から実施日の前日までご連絡ください。
なお、予約が入っていない場合は、当日にお越しいただいても御相談いただけますので、上記の申込み先に予約状況を確認ください。
※ 会場等の都合により実施日を変更する場合があります。その際は、京都市のホームページにてお知らせします。